

# 6. 税制改正について

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税、事業所税等)

### 大綱の概要

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業について、事業所税を非課税とするほか、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする（利用定員6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産等については非課税とする）などの措置を講ずる。

#### ◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

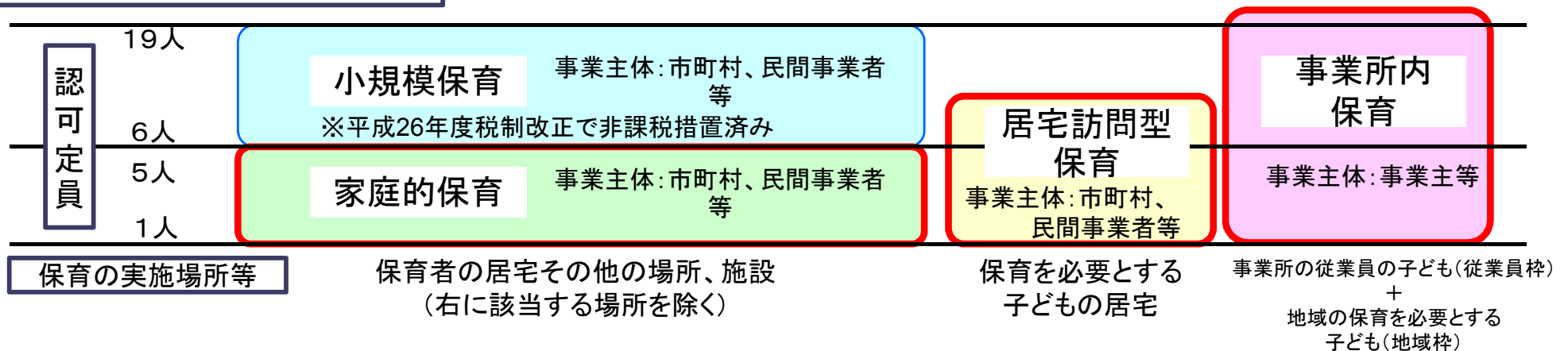
#### ◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

#### ◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

### 地域型保育事業の位置付け



# 個人寄附に係る税額控除の要件の見直し (所得税)

## 大綱の概要

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であることとする。

○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

### 【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人( $\frac{500}{5000} \times 100$ )以上の寄附が必要。

# 7. 安心こども基金について

## 安心こども基金事業の平成27年度予算案の取扱いについて

【26年度予算】

【27年度予算案】

安心こども基金（子育て支援対策臨時特例交付金）1,301億円

- ・保育所緊急整備事業
- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）

### 待機児童解消加速化プラン関係

- ・保育士・保育所支援センター
- ・保育士資格取得支援事業
- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・職員用宿舍借り上げ支援
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・認可化移行整備費支援
- ・家庭的保育改修等事業
- ・民有地マッチング事業
- ・広域的保育所利用事業
- ・認可化移行総合支援事業（移転費・調査費等）

### 新 保育所等整備交付金

【法律補助】（児童福祉法第56条の4の3）

554億円

- ・保育所緊急整備事業（認可保育所、幼保連携型）

【予算補助】

- ・認定こども園整備事業（幼稚園型）

### 新 保育対策総合支援事業費補助金

285億円

〈保育士確保対策〉

- ・保育士・保育所支援センター（一部新規）
- ・各種資格取得支援事業
- ・職員用宿舍借り上げ支援
- ・保育士試験追加実施支援（新規）
- ・保育士試験による資格取得支援事業（新規）
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援（新規）
- ・修学資金貸付事業
- ・保育体制強化事業★

★ 保育緊急確保事業より移替

☆ 児童育成事業より移替

〈小規模保育等改修事業〉

- ・賃貸物件による保育所改修等支援事業
- ・小規模保育改修等支援事業
- ・幼稚園長時間預かり保育改修等支援事業
- ・認可化移行改修等支援事業
- ・家庭的保育改修等支援事業

◎ 母子家庭等対策総合支援事業より移替

〈その他の事業〉

- ・民有地マッチング事業
- ・認可化移行移転費等支援★
- ・保育環境改善事業☆
- ・家庭支援推進保育事業◎
- ・広域的保育所利用事業
- ・認可化移行調査費等支援★
- ・認可外保育施設の衛生安全対策事業☆

※ 安心こども基金については、平成27年度末まで残額を活用して、「保育所緊急整備事業」や「認定こども園整備事業（幼稚園型）」等の事業を実施することができる。

※ 平成26年度まで安心こども基金の事業として実施してきた「子育て支援のための拠点施設の整備」、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」については、平成27年度予算案から「次世代育成支援対策施設整備交付金」（56.6億円の内数）、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」（47.3億円の内数）の対象に追加

# 8. 放課後児童クラブについて

## 放課後子ども総合プランの推進について

### 【放課後児童クラブの事業内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))  
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

### 【放課後児童クラブの現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

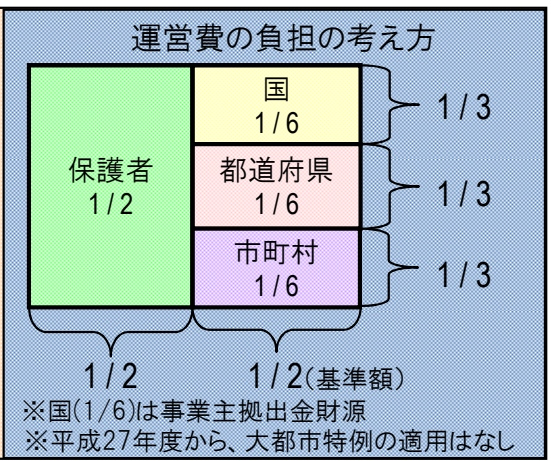
### 【今後の展開】

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)  
 ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
  - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
  - ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

### 【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円  
 ※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

- 運営費等  
 (原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。)
- ・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円[総事業費741.2万円])
- ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)・備品購入のみの場合(基準額:100万円)
- 整備費  
 ・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。  
 ※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。



# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)  
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

# 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

## 1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】

子ども・子育て支援交付金(仮称):内閣府予算に計上

### (1) 量的拡充

① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]

### ② 補助対象の拡大等

ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)

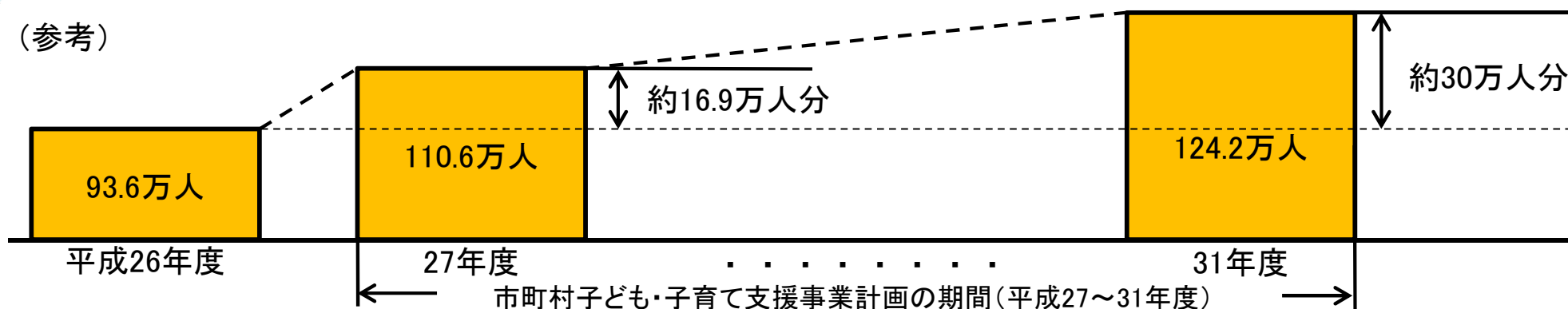
(※)山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

### ③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。

(参考)



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

#### ④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

##### ア 放課後子ども環境整備事業の充実

###### 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

###### (ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

###### 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

###### (ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

##### イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,080千円

##### ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

###### (ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

## (2) 質の改善

### ① 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】

#### (ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1,539千円 (ii) 2,831千円

### ② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

#### (ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,712千円

### ③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 532千円



## 2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金(仮称):内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3)補助率:1/3(大都市特例なし)

〔 国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

(4)平成27年度予算(案)における改正内容

① 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))

② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。  
学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))

[ (※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。 ]

④ 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

### 3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(仮称):厚生労働省予算に計上

#### (1)放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

##### ① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

##### ② 実施主体:都道府県

##### ③ 補助基準額(案):1回当たり 810千円

##### ④ 補助率:国1/2、都道府県1/2

##### ⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

#### (2)放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

##### ① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

##### ② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村

##### ③ 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円

##### ④ 補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

##### ⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

# 9. 子育て支援員について

## 「子育て支援員」研修について

### 趣旨

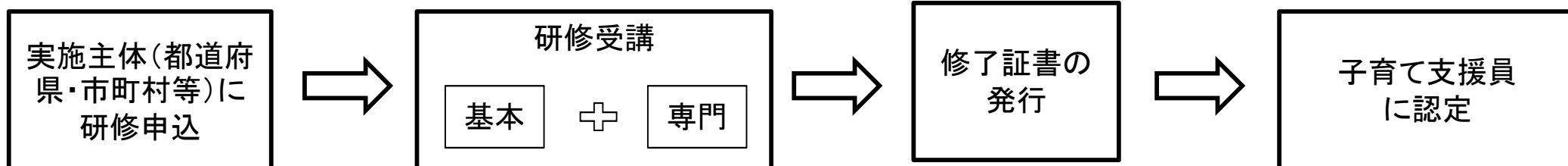
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

### 「子育て支援員」とは

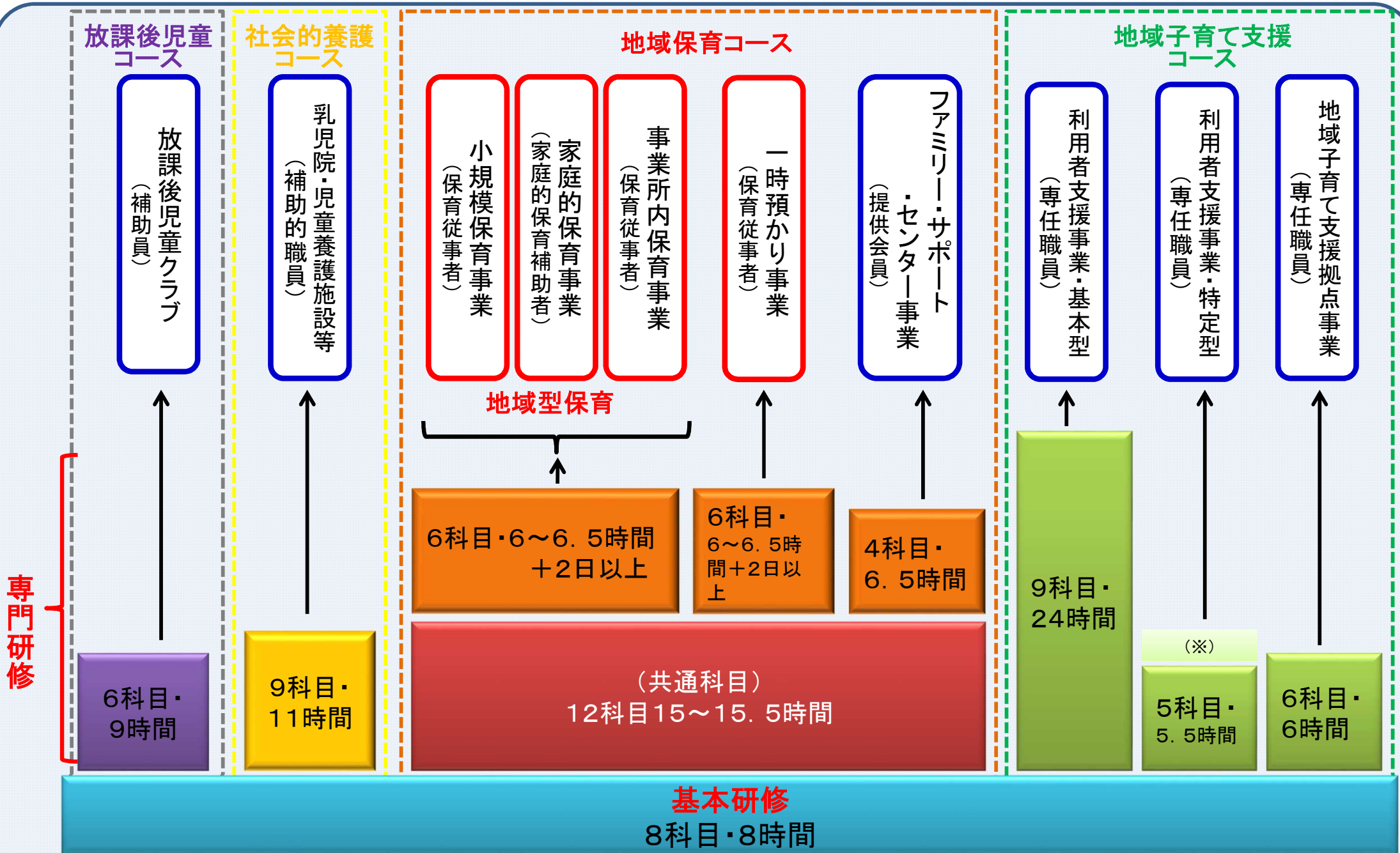
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

### 研修受講から認定までの流れ



# 子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

# 子育て支援員研修(基本・専門)科目(案)一覧①

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭の現状 (60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)						
		⑤対人援助の価値と倫理 (60分)	⑥子ども虐待と社会的養護 (60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)						
放課後児童 コース	6科目 9時間	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 (90分)	②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等 (90分)	③子どもの発達理解と児童期(6歳～12歳)の生活と発達 (90分)	④子どもの生活と遊びの理解と支援 (90分)	⑤子どもの生活面における対応等 (90分)	⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理 (90分)				
社会的養護 コース	9科目 11時間	①社会的養護の理解 (60分)	②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 (60分)	③社会的養護を必要とする子どもの理解 (90分)	④家族との連携 (60分)						
		⑤地域との連携 (60分)	⑥社会的養護を必要とする子どもの遊び理解と実際 (90分)	⑦支援技術 (60分)	⑧緊急時の対応 (60分)	⑨施設等演習 (120分)					
地域子育て支援 コース	基本型	9科目 24時間	①地域資源の理解(事前学習) (480分)	②利用者支援事業の概要 (60分)	③地域資源の概要Ⅰ (60分)	④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (90分)	⑤記録の取扱い (60分)	⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～ (90分)	⑦事例分析Ⅱ～社会資源の活用とコーディネーション～ (90分)	⑧まとめ (30分)	⑨地域資源の見学 (480分)
	特定型	5科目 5.5時間 (※)	①利用者支援事業の概要 (60分)	②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理 (60分)	③保育資源の概要 (90分)	④記録の取扱い (60分)	⑤まとめ (60分)	(※)			
	拠点	6科目 6時間	①地域子育て支援拠点を全体像で捉えるための科目 (60分)	②利用者理解 (60分)	③地域子育て支援拠点の活動 (60分)	④講座の企画 (60分)	⑤事例検討 (60分)	⑥地域資源の連携づくりと促進 (60分)			

※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

## 子育て支援員研修(基本・専門)科目一覧(案)②

地域保育コース	16科目～18科目 21時間～22時間+2日以上	共通	12科目 15～ 15.5 時間	①乳幼児の生活と遊び (60分)	②乳幼児の発達と心理 (90分)	③乳幼児の食事と栄養 (60分)	④小児保健Ⅰ (60分)	⑤小児保健Ⅱ (60分)	
				⑥心肺蘇生法 (120分)	⑦地域保育の環境整備 (60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント (60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項 (90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児) (90分)	
				⑪グループ討議 (90分)	⑫実施自治体の制度について(任意) (60～90分)				
		選	地域型保育	6科目 6～ 6.5 時間 +2日 以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の保育内容 (120分)	③地域型保育の運営 (60分)	④地域型保育における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
					⑥見学実習 2日以上				
		択	一時預かり事業	6科目 6～ 6.5 時間 +2日 以上	①一時預かり事業の概要 (60分)	②一時預かり事業の保育内容 (120分)	③一時預かり事業の運営 (60分)	④一時預かり事業における保護者への対応 (90分)	⑤見学オリエンテーション (30～60分)
					⑥見学実習 2日以上				
			ファミリー・サポート・センター	4科目 6.5 時間	①ファミリー・サポート・センターの概要 (60分)	②ファミリー・サポート・センターの援助内容 (120分)	③ファミリー・サポート・センターにおける保護者への対応 (90分)	④援助活動の実際 (120分)	